

鴨川市職員懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第7号

鴨川市職員懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令

鴨川市職員懲戒審査委員会規程（平成17年鴨川市訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長及び教育次長」を「総務担当参事及び建設経済担当参事並びに総務課長」に改める。

第9条中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。